

川崎市特別職報酬等審議会から市長に答申がなされました

令和 6 年 1 0 月 2 1 日に市長が諮問した「川崎市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額」について、本日（令和 6 年 1 2 月 2 5 日）、川崎市特別職報酬等審議会から市長に答申がなされましたので、お知らせいたします。

《答申のポイント》

- ・平成 9 年以来、2 8 年ぶりの引上げ改定を答申
- ・議員報酬の額及び市長、副市長の給料の額ともに改定率は 1 . 3 %

1 答申結果

特別職の報酬等の額については、引上げが適当とした。

2 引上げの理由

一般職全体において大幅な給与改定がなされていること、行政課題が複雑化・多様化し、特別職の職務・職責の重要性が増していること、本市の人口が前回改定時の平成 1 9 年以降、現在までに約 1 3 % 増加するなかで、他の政令指定都市との比較においても、本市の特別職の報酬等の額は決して高い水準ではないこと等から、引き上げることが適当である。

3 報酬等の額

	改定前	改定後	引上げ額
市 長	1 2 0 万円	1 2 1 万 6 千円	(1 万 6 千円)
副 市 長	9 5 万円	9 6 万 2 千円	(1 万 2 千円)
議 会 議 長	1 0 3 万円	1 0 4 万 3 千円	(1 万 3 千円)
議会副議長	9 2 万円	9 3 万 2 千円	(1 万 2 千円)
議 会 議 員	8 3 万円	8 4 万 1 千円	(1 万 1 千円)

※いずれも改定率は 1 . 3 %

4 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

5 これまでの改定の経緯

川崎市の特別職の報酬等の額については、平成 9 年 1 月 1 日に引上げの改定がなされましたが、その後、平成 1 9 年 4 月 1 日に一般職の給与構造改革に伴う引下げの改定が行われてからおよそ 1 7 年を経過し、現在に至っています。その間、市長、副市長については、平成 2 9 年 4 月 1 日に、地域手当の支給率の引上げに伴い給料月額の引下げ改定がなされましたが、水準としては据置とされてきたところです。

6 審議経過

令和 6 年 1 0 月 2 1 日 諮問・第 1 回会議

〃 1 1 月 1 2 日 第 2 回会議

〃 1 2 月 4 日 第 3 回会議

〃 1 2 月 2 5 日 答申

【川崎市特別職報酬等審議会 なかのひでお 中野英夫会長コメント】

この答申は、1 0 月 2 1 日に諮問を受けてから審議会委員の皆様と慎重に議論を重ねてきた結果であり、答申の内容を踏まえた適切な対応がなされることを期待します。

問合せ先

担当 川崎市総務企画局人事部労務厚生課 伊藤

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 1 3 8

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

川崎市長 福 田 紀 彦 様

川崎市特別職報酬等審議会
会 長 中 野 英 夫

川崎市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について（答申）

令和 6 年 1 0 月 2 1 日、本審議会に対して、市長から諮問のあった川崎市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、次のとおり答申します。

答 申

令和6年10月21日、川崎市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会は、市長から「川崎市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について」諮問を受けた。

本審議会においては、3回にわたり会議を開催し、本市特別職の報酬等の改定経緯、政令指定都市の特別職の報酬等の改定状況、国及び本市の一般職並びに民間企業従事者の給与水準の動向、本市の財政状況など、特別職の報酬等に関連する諸情勢について、関係資料に基づいて意見を交換し、慎重に審議を行った。

川崎市の特別職の報酬等の額については、平成19年4月1日に一般職の給与構造改革に伴う引下げの改定が行われてからおよそ17年を経過し、現在に至っている。その間、市長、副市長については、平成29年4月1日に、地域手当の支給率の引上げに伴い給料月額の引下げの改定がなされたが、水準としては据置とされてきたところである。

そのような中、今回の審議の中では、一般職全体において大幅な給与改定がなされていること、行政課題が複雑化・多様化し、特別職の職務・職責の重要性が増していること、本市の人口が前回改定時の平成19年以降、現在までに約13%増加するなかで、他の政令指定都市との比較においても、本市の特別職の報酬等の額は決して高い水準ではないこと等から、引き上げるべきとの意見で一致した。

次に、改定の水準については、従来、局長級の改定指数を参考にしてきたところ、一般職全体の改定指数を参考に引上げを行うことについても議論したが、特段の事情がない限り、これまでと同様に局長級の改定指数を用いて水準を定めることが適当であるとした。

また、改定指数の算定の対象とする期間については、単年度ではなく、一定期間を考慮することが望ましいとした上で、令和4年度に開催した本審議会において、特別職の報酬等の額については据え置くことが適当との結論に達し、据置の答申がなされていることを踏まえ、この令和4年度を基準とし、その年度からの局長級の改定指数を用いることが適当であるとした。

以上のような検討を行った結果、本審議会としては、特別職の報酬等を次の額に改定することが適当であるとの結論に達した。

＜報酬等の額＞

市 長	給料月額	1, 2 1 6, 0 0 0 円
副 市 長	給料月額	9 6 2, 0 0 0 円
議 会 議 長	報酬月額	1, 0 4 3, 0 0 0 円
議会副議長	報酬月額	9 3 2, 0 0 0 円
議 会 議 員	報酬月額	8 4 1, 0 0 0 円

＜実施時期＞

令和 7 年 4 月 1 日

川崎市特別職報酬等審議会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

石 川 閣 (川崎市全町内会連合会常任理事)

石 山 一 可 (川崎商工会議所副会頭)

岩 崎 香 代 子 (川崎市地域女性連絡協議会副会長)

浮 岳 堯 仁 (川崎市社会福祉協議会会長)

堤 和 也 (川崎信用金庫理事長)

◎中 野 英 夫 (専修大学経済学部教授)

長 谷 川 一 雄 (川崎市PTA連絡協議会副会長)

柳 沢 正 高 (川崎市商店街連合会会長)

○横 溝 久 美 (弁護士)

渡 部 堅 三 (川崎地域連合議長)

(備考) ◎ : 会長 ○ : 会長職務代理者